

平成15年5月2日

各 位

会社名 第一交通産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中亮一郎
(コード番号 9035 福証)
問合せ先 常務取締役 友谷勝美
(TEL 093-511-8828)

ストックオプション(新株予約権)の発行内容等に関するお知らせ

当社は、平成15年5月2日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20、第280条ノ21の規定、および平成14年6月27日開催の当社第38期定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な発行内容について、下記の通り決議しましたのでお知らせ致します。

記

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成15年5月2日 |
| 2. 新株予約権の発行総数 | 386個(1個につき500株) |
| 3. 新株予約権の発行価格 | 無償とする。 |
| 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 193,000株 |

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入れによる場合も含むものとし、以下、同様とする)または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株式数について、必要と認める調整を行うことが出来る。

- | | |
|----------------------------------|-------------------------------|
| 5. 新株予約権の行使により発行する株式の発行
価額の総額 | 344,505,000円
(1株につき1,785円) |
|----------------------------------|-------------------------------|

なお、新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額(以下、「行使価額」という)は下記乃至に定めるところにより調整されるものとする。

当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

当社が、時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を発行(新株予約権の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。なお、下記算式における「既発行普通株式数」には、当社が自己株式として保有する普通株式の数は、含まれないものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の普通株式の時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

当社が、時価を下回る価額をもって当社の普通株式を取得しうる新株予約権若しくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合、またはこれらに類する証券等が発行する場合、または時価を下回る処分価額をもって商法第211条に従って、当社が自己株式として保有する普通株式を処分する場合には、上記に準じて行使価額を調整する。なお、自己株式の処分の場合については、上記記載の算式中、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式の数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、「新株式発行前の普通株式の時価」を「処分前の普通株式の時価」にそれぞれ読み替えて適用する。

当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は合理的な範囲で、行使価額について、必要と認める調整を行うことができる。

6. 新株予約権の行使期間 平成16年7月1日から
平成21年6月30日まで
7. 新株予約権の行使の条件
- 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の権利行使時において、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要す。
新株予約権の相続は認めない。
新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めない。
新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。但し取締役会決議に基づき、当社はこれを制限することができるものとする。
その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者の間で締結する、新株予約権割当契約(以下「新株予約権割当契約」という)に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の
当該株券の発行価格のうちの資本組入額 172,349,000円
(1株につき893円)
9. 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。
10. 申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳 当社の取締役8名及び執行役員14名並びに当社子会社の取締役4名
11. 勧誘の相手先が提出会社に関係する会社として
定義府令第三条の二第二項各号に規定する会社
の取締役又は従業員である場合には、当該会社
と提出会社との関係 完全子会社
12. 当社と勧誘の相手方との間の取決めの内容
- 本件新株予約権は、新株予約権者が7.新株予約権の行使の条件に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却することができ、この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

<ご参考>

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成14年5月28日
(2) 定時株主総会の決議日 平成14年6月27日

以上